

令和 9 年度概算要求の概要

令和 8 年 8 月 人材開発統括官

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和 9 年度概算要求総括表

区 分	令和 8 年度 当初予算額 千円	令和 9 年度 概算要求額 千円	対前年度 比較増減額 千円	前年比 %
一 般 会 計	11,743,698	12,823,324	1,079,626	109
（うち義務的経費）	7,232,212	7,710,627	478,415	107
（うち裁量の経費）	4,511,486	5,112,697	601,211	113
労働保険特別会計	218,992,960	227,039,650	8,046,690	104
（労 災 勘 定）	2,140,554	2,426,781	286,227	113
（雇 用 勘 定）	216,852,406	224,612,869	7,760,463	104
合 計	230,736,658	239,862,974	9,126,316	104.0

令和9年度概算要求における重点事項（ポイント）

○処遇向上に向けたリ・スキリング支援や生産性向上 【951億円】（862億円）

- 戦略分野等の業所管省庁等と連携し、スキルの可視化からプログラム開発・提供までの一気通貫での支援（「17の戦略分野等におけるリ・スキリング人材育成加速化プラン」） 3ページ
- ・ キャリアラダー作成支援や検定制度等の創設・活用促進 2.8億円（92百万円） 4,5ページ
- ・ 人材開発支援助成金による業界団体等に対する訓練プログラムの開発支援等 602億円（539億円） 6ページ
- 全世代型リ・スキリング国民運動の展開と労働者のリ・スキリングを促すための相談支援の実施 43億円（42億円） 7,8ページ
- 2028年技能五輪国際大会の日本開催に向けた競技力の強化・着実な開催準備や技能労働者のスキル向上に向けた支援 71億円（56億円） 9,10ページ
- 雇用保険を受給できない非正規雇用労働者等に対する職業訓練の受講に向けた支援 221億円（213億円） 11ページ
- 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の実施 12億円（10億円） 12ページ

○多様な人材の活躍促進 【273億円】（263億円）

- 育成就労制度の円滑な施行のために必要な体制の整備 96億円（88億円） 13ページ
- 就職氷河期世代を含む中高年層への就労支援 5.0億円（5.6億円） 14ページ
- 新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援 81億円（82億円） 15ページ
- フリーター等に対する就職支援 25億円（25億円） 16ページ
- 地域若者サポートステーションによる就労支援 48億円（47億円） 17ページ
- 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施 17億円（16億円） 18ページ

○技能者人材の育成・技能振興の支援 【99億円】（82億円）

- キャリアラダー作成支援や検定制度等の創設・活用促進〔再掲〕 2.8億円（92百万円） 3ページ
- 2028年技能五輪国際大会の日本開催に向けた競技力の強化・着実な開催準備や技能労働者のスキル向上に向けた支援〔再掲〕 71億円（56億円） 9,10ページ
- 技能検定等の実施 26億円（25億円） 19ページ

17の戦略分野等におけるリ・スキリング人材育成加速化プラン ～スキル標準化からプログラム開発・実施支援～



共同要求
1,909億円

戦略17分野等の人材育成が急がれる分野を中心に、厚生労働省、経済産業省、文部科学省による支援策を有機的に連携させ相乗効果を発揮することで、スキルの可視化・標準化からプログラム開発・実施までを一気通貫で支援し人材育成を加速する。

スキル情報等の可視化・標準化

○スキル標準策定支援

(11.2億円→13.0億円)

経産

- ・内外労働市場からの人材確保・育成の観点から、
①産業横断的スキル体系、②産業別スキル標準
(必要なスキルの整理)の作成を進める

○キャリアラダーの企業導入に向けた 環境整備 (0.9億円→1.2億円)

厚労

- ・①産業別スキルを可視化し、習熟に応じた標準的
なキャリアラダーを作成、②キャリアラダーの
企業導入のための支援ツールの作成を進める

○職業能力検定の創設支援 (1.6億円)【新規】

厚労

- ・技能検定や団体等検定の創設等により、業界
で求められるスキルの習熟度の可視化を推進
※創設等を目指す団体に対する必要経費の
補助やコンサルタントによる伴走支援を実施

個別分野で活用される場合のイメージ

【創業・先端医療分野で求められる人材】

(例) バイオ医薬品等の製造人材：スキル標準の策定＋スキル標準に紐づく
リ・スキリングプログラム開発＋受講支援（人材開発支援助成金等の
活用も想定）

プログラム開発・環境整備

○成長分野等におけるリ・スキリングプログラム開発 (22億円→337億円)

文科

- ・大学等において、産学官連携による短期実践型の
リ・スキリングプログラムを開発・提供を支援

○大学の全学的体制整備支援 (210億円)【新規】

- ・持続的な成長分野等の人材輩出等に向け体制整備を行う
大学を支援

○産学連携による社会人修士・博士育成(53億円)【新規】

- ・成長分野等を牽引する高度人材の育成に向け、社会人が
働きながら修士・博士課程を修了できる環境整備を支援

○専門学校を活用した実践的な職業人材の高度化 (102億円)【新規】

- ・将来の産業構造や地域ニーズを見据え、各都道府県の
成長分野等への人材輩出を担う専門学校における質の高い
職業人材育成を支援

○人材開発支援助成金による業界団体等への 訓練プログラムの開発支援等(539億円→602億円)

厚労

- ・業界団体等によるプログラム開発経費の支援
※プログラム開発に先立って、スキルの可視化・標準化を
行う場合、当該経費も助成対象

文科

厚労

経産

スキル情報等やプログラムの提供

○スキル情報を含めたデータ連携・ 一元的なデータ提供(4.5億円→7.1億円)

厚労

- ・スキル情報、スキルに紐付いた教育訓練プログラム
と職業に関する情報などのデータ連携を行い、
「みんなの労働ナビ」で一元的に提供

デジタル・経産

○デジタル人材スキルプラットフォーム 【新規】(情報システム関係経費の内数で要求)

- ・戦略17分野等を念頭にAI・デジタル関連スキル・
資格等の可視化・証明のための基盤を整備

○教育訓練給付金等による労働者の主体的な 能力開発への支援 (558億円→582億円)

厚労

- ・労働者による自己啓発の受講費用を支援

○人材開発支援助成金による訓練経費や賃金 等の支援(539億円→602億円) (再掲)

厚労

- ・業界団体や企業が行う教育訓練等の経費や、
訓練中の賃金助成の支援
・大学院等を受講する従業員に有給の教育訓練
休暇を提供した場合の賃金助成

〈隣接施策との連携による相乗効果も追求〉

【例】

- ・DXに資する最新の設備機器等の導入への補助(経産省)と、導入した設備
機器を活用したスキルアップ研修への助成(厚労省)により、設備投資
と人材育成の相乗効果による投資成果の最大化を促進

厚労

経産

設備投資×人材育成

令和9年度概算要求額 1.2億円（92百万円）（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

- 日本成長戦略（令和8年7月閣議決定）において、17の戦略分野や社会インフラ関連分野等（以下「17の戦略分野等」という。）について、スキルの標準化・可視化から、教育訓練体系の整備、教育訓練プログラムの開発・提供まで、一気通貫でリ・スキリング支援を行うこととしている。
 - このうち、スキルの標準化・可視化について、17の戦略分野等を支える人材の育成・確保していくためには、当該分野を支える現場人材のスキルが正當に評価され、そうした者の実際の処遇が向上されることが重要である。
 - 現場人材が活躍する分野にスキルを正當に評価する仕組みであるキャリアラダー（※）の企業導入を促進するため、17の戦略分野等が関連する職種において通用する標準キャリアラダーや企業導入のための支援ツールを作成・提供し、これらを活用して各企業が自社のキャリアラダーの作成、従業員のスキルの到達レベルの確認、必要なスキルアップの支援等の今後の人材戦略を分析・計画ができる環境整備を進める調査研究事業を実施する。事業の成果はjob tagに掲載する。
 - **令和9年度は、17の戦略分野等に関連する3職種及び令和8年度にキャリアラダーのモデル例を開発する製造・飲食の5職種について業界団体等の協力を得て、実態調査やヒアリングを行い、キャリアラダーの企業導入促進策について検討を行う。**
- （※）職種や役割での能力や経験等を段階的に整理して、成長の過程を「はしご（ラダー）」のように可視化したもの

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【主な検討事項等】

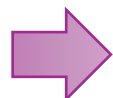
- **17の戦略分野等に関連する3職種及び令和8年度にキャリアラダーのモデル例を開発する製造・飲食の5職種について企業導入促進策の検討を行い、キャリアラダーの企業導入に向けた環境整備に取り組む。**
 - ① 職種において通用する標準キャリアラダーや導入支援ツールを作成（学識経験者・業界団体等からなる検討会を開催）
 - ② 標準キャリアラダーに対応した処遇（賃金）の状況等を整理（企業アンケート調査を通じて把握）
 - ③ 標準キャリアラダーや企業導入のための支援ツールを活用した企業導入の実証（企業ヒアリングを通じて実証）

①学識経験者・業界団体等からなる検討会

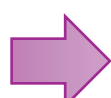


【令和8年度調査研究】
製造、飲食の5職種
【令和9年度調査研究（予定）】
17の戦略分野等に関連する3職種

②企業アンケート調査



標準キャリアラダーの職
種の段階に応じた処遇
（賃金）の範囲を把握



③企業ヒアリング

標準キャリアラダーや企業
導入支援ツールを活用し、
各企業が自社のキャリアラ
ダーの作成等を行うことが
可能かどうかの実証



結果のとりまとめ



標準キャリアラダー

企業導入支援ツール

処遇（賃金）の範囲

企業導入の実証

job tagへ掲載、周知・普及啓発 4

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

令和9年度概算要求額 1.6億円 (一) (一)内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 日本成長戦略（令和8年7月閣議決定）の政府方針等を踏まえ、17の戦略分野及びこれらを支える職種、若しくは時代のニーズ（例：アドバンスド・エッセンシャルワーカーの育成）に応じた職種（以下「成長戦略分野等」）について、労働者のスキル見える化し、職業能力評価制度の効果的な活用を図る観点から技能検定及び団体等検定の創設やアップデートを支援する。
- 戦略分野等に係る職種等において検定の創設や大幅見直し（等級新設など）を行う団体等に対し費用の補助を行うとともに、コンサルタントによる伴走支援等も併せて行うことにより、早期の検定構築を促進する。

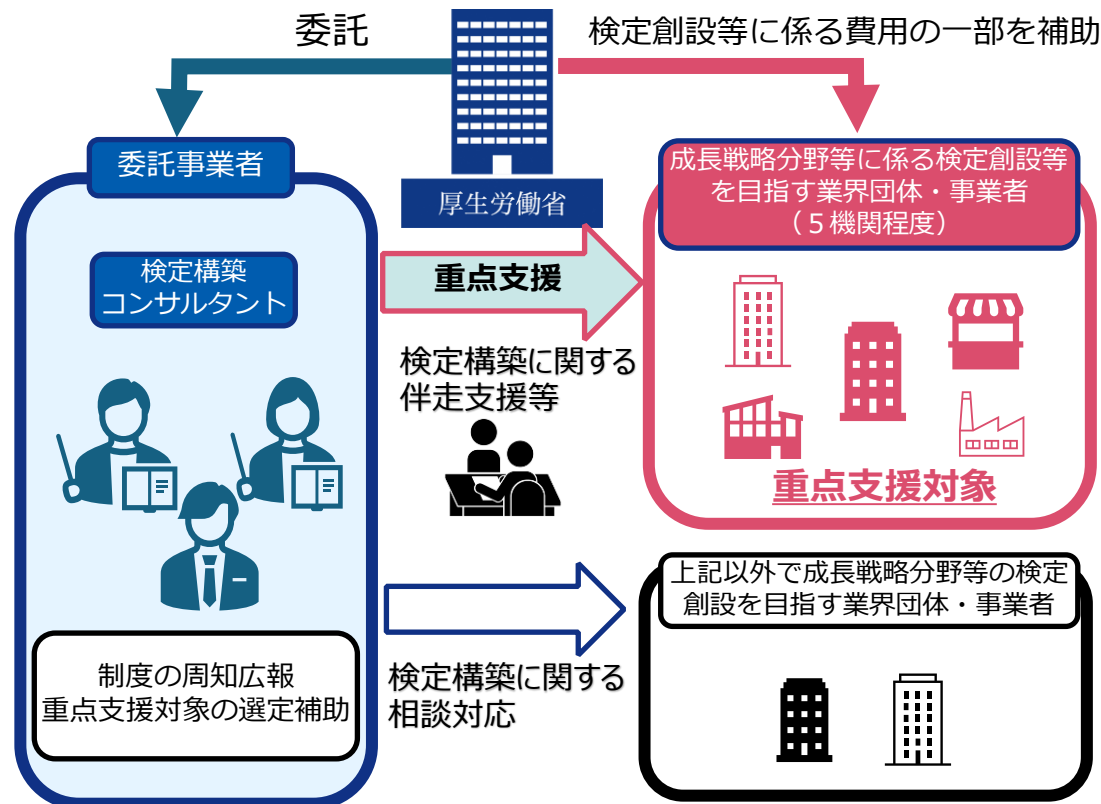
2 事業の概要・スキーム

検定構築コンサルタントを中心に、補助対象団体（重点支援対象）には重点支援、それ以外には相談支援を実施する

支援対象の考え方

○ 成長戦略分野等に係る検定創設等を目指す業界団体等のうち、**重点支援対象として集中的に支援を行う5機関程度**を選定し、**補助金と重点的なサポート**を提供する。

○ なお、成長戦略分野等に係る検定創設等を目指す場合は、**重点支援対象として選定されなくても**コンサルタントの相談支援を受けることができる。



(補助対象経費)

- ▶ 試験問題作成に係る費用
↳ 謝金・会議費、旅費、人件費、調査費 等
- ▶ 実技試験設備導入に係る費用
↳ 機材・備品の購入・貸借費、システム導入費 等
- ▶ トライアル試験実施に係る費用
↳ 謝金・会議費、旅費、委員・受検者への謝金、会場利用料、人件費 等
- ▶ その他
↳ 印刷製本費、通信費 等

補助率：5/10（上限 1千万円）

令和9年度概算要求額 **602億円（539億円）**（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

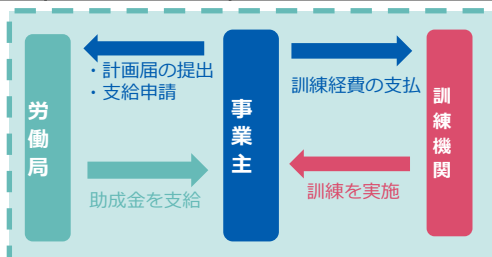
1 事業の目的

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（以下「能開法」という。）第12条に規定する職業能力開発推進者を選任し、かつ、能開法第11条に規定する事業内職業能力開発計画及び当該計画に基づく職業訓練実施計画等に基づき、職業訓練又は教育訓練の実施その他職業能力開発に係る支援を行う事業主等に対して助成を行うことにより、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進し、もって企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

コース名 ※[]は一事業所あたり1年度の上限額			賃金助成額		経費助成率		OJT 実施助成額 ※[]はOJT訓練時間		設備投資加算 ※2	新規雇用助成 職務代行助成 ※3
			賃金要件等 達成※1		賃金要件等 達成※1		賃金要件等 達成※1			
訓練実施コース	一般訓練 【1000万円】	一般訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%)	60% (45%)	—		50%(—)	—
		認定実習併用職業訓練等					【85時間未満】 14万円(10万円) 【85時間以上】 27万円(13.5万円)		—	
	特定訓練 【1500万円】	非正規雇用労働者	1,000円 (500円)	—	75% (60%) ※5	—	【85時間未満】 14万円(10万円) 【85時間以上】 27万円(13.5万円) ※6		—	—
		中核人材※4			60% (45%)		—		—	
休暇制度導入コース	団体訓練 【全体1億円】 【スキル可視化500万円・スキル標準化500万円 ・訓練プログラム開発1000万円×3回まで】		800円 (400円)	1,000円 (500円)	75% ・ 45% (30%) ※7	—	—		—	—
	教育訓練休暇制度	教育訓練休暇制度	—	—	30万円 (30万円)	36万円 (36万円)	—		—	—
		長期教育訓練休暇制度	1,000円 (500円)	—	20万円 (20万円)	24万円 (24万円)	—		—	新規雇用助成： 27・45・67.5万円(—) 職務代行助成：75%(—)
		教育訓練短時間勤務等制度	—	—	—	—	—		—	—



- ※1 訓練終了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算
- ※2 事業展開に資する訓練の場合で、訓練終了後、実技の訓練等で実際に使用した機器・設備等と同種であって、事業展開に資する機器・設備等を購入し、訓練受講者全員の賃金を一定割合引き上げた場合に助成（中小企業のみ対象）
- ※3 休暇取得者に代わって業務を行った職員に対して職務代行手当を支払った場合や新規雇用または派遣受入をした場合に助成（中小企業のみ対象）
- ※4 高度デジタル人材の育成のための訓練または大学、大学院での訓練が助成対象
- ※5 有期契約労働者等を正規雇用労働者等への転換等した場合の助成率（転換しない場合は60%（中小企業以外は45%）助成）
- ※6 OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練を実施した場合に助成
- ※7 訓練プログラムの開発経費、スキルの標準化・可視化に係る経費については75%助成。訓練実施に係る経費については45%（中小企業以外は30%）助成

キャリア形成・リスキング推進事業

労働特区			子育て特区	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

令和9年度概算要求額

43億円（42億円）（）内は前年度当初予算額

- 労働者を取り巻く環境の急速な変化と職業人生の長期化・多様化が進行する中で、労働者が自らリスキングに取り組み、主体的にキャリア形成を図ることを支援するため、労働者に対してキャリアコンサルティングを受ける機会を提供するとともに、従業員のキャリア形成支援に取り組む企業への支援を行う。
- 特に、少子高齢化が急速に進展し、全ての年代の人々がその特性・強みを生かし活躍できる環境の整備が求められていることから、中高年齢層のセカンドキャリアに向けたキャリアプランニングを支援する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

キャリア形成・リスキング相談コーナー 全国各地のハローワークに設置

○キャリアコンサルティングの提供（対面）

- ・ジョブ・カードによるキャリアの棚卸し、キャリアプランニング、講座等の選択の支援
- ・学んだスキルの受講後の活用に関する相談（必要に応じハローワークの職業紹介窓口へ誘導）

キャリア形成・リスキング支援センター 全国47か所

○キャリアコンサルティングの提供（平日夜間・土日 オンライン）

- ・在職者がキャリアコンサルティングにアクセスしやすい環境を整備

○従業員のキャリア形成に関する企業への支援

- ・セルフ・キャリアドック（※）の試行導入及び取組の定着を支援
（※）企業が人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談とキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組み。

○中高年齢層の経験交流・キャリアプラン塾の開催

- ・40代後半以降の中高年齢層を対象に、セカンドキャリアに向けたキャリアプランを描けるよう支援する4回連続セミナーを開催
（セミナーの例）キャリアの振り返り、リスキングの方向性、マネープラン、経験交流など
- ・中高年齢層の従業員のキャリア形成に関心を持つ企業への出張セミナーを実施

○キャリア形成支援の好事例の収集・普及

○全世代型リスキングを促進する国民運動の実施

- ・既存の制度周知広報に加え、機運醸成に向けた全国キャンペーンを展開する。

都道府県労働局

- ハローワークとセンターとの連携に係る総合調整
- 周知キャンペーンの効果的な実施（イベントの企画、関係機関との連携）に係る助言・支援

調整支援

job tag

職業情報提供サイト

※「ジョブ」「タスク」「スキル」等の観点から職業の情報を「見える化」して求職者等の就職活動等を支援するWebサイト

相談場面で活用

実施主体

委託事業（厚生労働省→株式会社等）

事業実績

令和7年度相談支援件数（個人へのジョブ・カード作成支援者数と企業への相談支援件数の計）
192,109件

令和9年度概算要求額 1.1億円 (85百万円) 当該額はキャリア形成・リスキリング推進事業の内数

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

- グローバル社会の進展や労働供給制約が進行するなか、労働生産性の向上、生涯を通じたキャリア形成や労働移動の円滑化を図るためには、労働者、企業、大学等の教育機関、業界団体等において、リスキリングの重要性や必要性の認知・理解が促進され、様々なレベルでの取組や国民の中での更なる機運醸成が求められている。
- 経済財政運営と改革の基本方針（2026年）においても「スキルアップや技能尊重の機運醸成に向けた『全世代型リ・スキリング国民運動』を展開するとともに、2028年技能五輪国際大会の日本開催の準備を進め、技能士・業界団体等の連携による人材育成の取組を推進する。」とされている。
- これまでリスキリングに関心が無かった層、関心は持っているが行動を起こせていない層などに対して、効果的な働きかけを図り、取組に向かう行動変容を促すために、全国的かつ訴求力のある周知広報キャンペーン、いわゆる全世代を対象とした国民運動を展開する。

2 事業の概要

(1) 機運醸成に向けた全国キャンペーンの展開（既存）

- 効果的な周知広報施策を推進するため有識者会議にて検討。
- 年間を通じた取組+11月の人材開発促進月間における集中取組。
- 労働者、企業、大学等、業界団体の各層に効果的な取組を展開。特に労働者向けには、関心度合いを踏まえたアプローチを行う。
- 既存の取組について、地域へのアプローチ、ものづくりや技能五輪に関するコンテンツの充実等を行う。

【主な取組】

- ① 効果的な周知広報施策を推進するため、有識者会議にて検討
- ② 広報ツール（SNS・ウェブ等）を通じた情報発信
- ③ 機運醸成に向けたシンポジウム等の開催
- ④ 経産省・文科省など他省庁の政策資源の活用・連携 等

(2) 各周知広報施策との有機的な連携（既存）

- 令和9年度に人材開発統括官が実施する各周知広報施策において、(1)と有機的な連携を図り、局として一体的な取組を推進。
- 既存施策においてもアウトリーチを意識した取組を行う。

(3) 想定スケジュール

<R9.4月>

- ・有識者会議にて検討
- ・シンポジウム等の開催
- ・広報ツールを通じた周知・他省庁の政策資源の活用・連携

各周知広報施策

<11月>

人開促進月間
キャリアマンス
における
集中的な取組

3 実施主体

「キャリア形成・リスキリング推進事業」において実施予定

令和9年度概算要求額 **43億円** (30億円) ()内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

若者のものづくり、技能離れが見られ、我が国の競争力の源泉である優れた技能の維持・継承が課題となっている。若者が進んで技能者を目指す環境を整備するとともに、技能労働者の地位の向上を図り、技能尊重の気風を国民とりわけ若者に広く浸透させていくことが必要であることから、各種技能競技大会等の実施を通じて、若者にもものづくり分野の魅力をアピールし、ものづくり人材の育成・確保、職場定着を図ることとする。

2 事業の概要

(1) 技能競技大会の実施

①若年者ものづくり競技大会の実施（島根県）

ものづくり産業に就職するために技能を習得中の原則20歳以下の者等を対象に、技能習得レベルを競う（15職種）。

②技能五輪全国大会の実施（愛知県）

技能検定2級相当以上の技能を有する原則23歳以下の青年技能者を対象に技能レベルの日本一を競う（42職種）。

③技能グランプリの実施（東京都）

特級、1級及び単一等級の技能検定に合格した技能士を対象に、熟練した技能を広く国民に披露する（30職種）。

④技能五輪アジア大会への選手派遣

原則22歳以下の青年技能者を対象に、技能競技を通じて技能水準の向上等を目的とするアジア地域の大会に日本人選手を派遣する。

⑤技能五輪国際大会出場選手等に対する強化訓練等の実施

強化訓練への支援、競技力向上のための海外派遣への支援等を行う。

(2) 国際大会に向けた選手等の競技力強化

2028年技能五輪国際大会(愛知)の開催を見据え、選手の強化訓練への支援、競技力向上のための海外派遣への支援等を重点的に行う。

(3) 2028年技能五輪国際大会組織委員会の運営【拡充】

2028年技能五輪国際大会(愛知)の開催に向けて2028年技能五輪国際大会日本組織委員会において、競技運営等の準備を行うとともに、技能尊重の機運を醸成するための取組みを行う。[技能向上対策費補助金]

3 今後のスケジュール

年度	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	2028 (10年度)
国際大会	第47回 フランス(リヨン)	第3回技能五輪アジア大会 中国(台湾)	第48回 中国(上海)	第4回技能五輪アジア大会 (場所未定)	第49回 日本(愛知)
イベント	9月 開催地決定	8月 組織委員会設立	11月 開催		
			・開催にむけた準備／技能尊重機運醸成に向けた取組み		
			・日本選手団の競技力強化に向けた取組み		

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

熟練技能者の引退に伴い、我が国競争力の源泉である優れた技能の継承・発展が大きな課題となっている。また、若年者のものづくり離れが見られる等の課題への対応として、技能者の地位の向上を図るとともに、若年者が進んで技能者を目指す環境を整備し、優れた技能を習得した人材の確保・育成につなげていくために、優れた技能の魅力を広く発信することとする。

(1) 若年技能者に対するものづくりマイスターの実技指導・魅力発信の実施

- ① 中小企業・工業高校等に派遣し、若年技能者の技能向上を図る
- ② 将来の技能者となり得る小中学生等にその魅力を伝える
- ③ 技能士の技能職種・レベルに応じた体系的支援【拡充】
 - ・経験を積んだ高度な熟練技能者による技能継承の支援
- ④ 労働局・ハローワークとの連携による中小企業・教育機関等へのものづくりマイスター派遣の充実
 - ・これまでアプローチが十分にできていなかった中小企業・大学・専門学校等への派遣
 - ・技能五輪大会金メダリストによる講演・実演等

- ① 技能五輪全国大会予選会の開催
- ② 各種競技大会の参加支援（中小企業・学校対象）
- ③ 各種競技大会に併せた技能振興企画の実施
- ④ 優れた技能士が制作した商品等に表示するロゴマーク（グッドスキルマーク）の認定・普及【拡充】

① 卓越した技能者の表彰
② 職業能力開発関係大臣表彰

厚生労働省

- ・卓越技能者表彰
- ・その他各種表彰

委託

中央技能振興センター
(民間団体)

- ・ものづくりマイスターの認定
- ・ものづくりマイスター活用支援

連携

地域技能振興コーナー
(47都道府県の民間団体)

ものづくり
マイスター
派遣

連携

労働局
ハローワーク

中小企業・教育機関等

周知等

- ・若年技能者への実技指導
- ・ものづくり体験教室等の実施
- ・ものづくりマイスターの開拓
- ・技能五輪予選会の開催
- ・技能大会参加支援

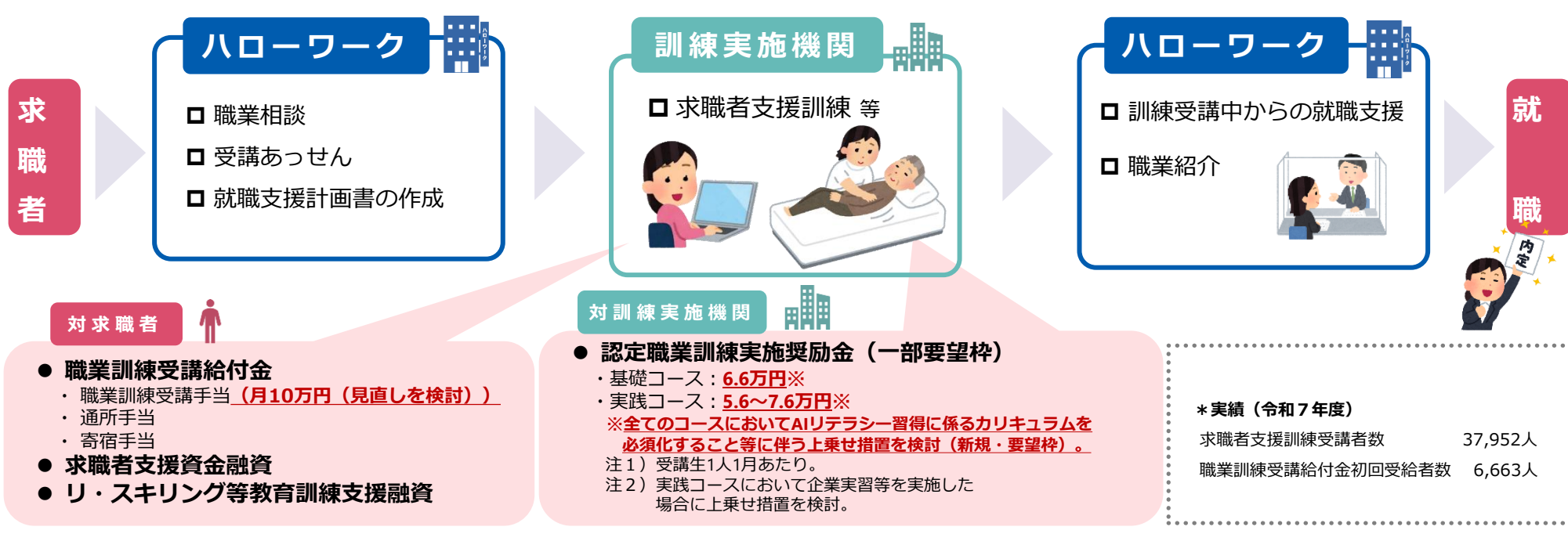
令和9年度概算要求額 221億円（213億円）（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	3/4			1/4

1 事業の目的

- 雇用保険被保険者以外の者を対象に
 - ・雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
 - ・教育訓練費用や教育訓練期間中の生活費を対象とする融資制度により、職業訓練に専念できるよう支援する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合：原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5%（原則の55/100を負担）。

令和9年度概算要求額 12億円 (10億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

正社員と比べて正社員以外に対してOFF-JTを実施した事業所の割合は低く（正社員71.6%に対し正社員以外31.2%（能力開発基本調査））、自己啓発の割合も低い（正社員45.3%に対し正社員以外15.8%（同））など、非正規雇用労働者等の能力開発機会が乏しい状況にある。また、平日日中の通学を基本とした従前の離職者訓練では、非正規雇用労働者等にとって受講が難しい状況にある。

こうした状況を踏まえ、オンラインを活用した職業訓練を実施することで、全国の非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境の整備を図ることとする。

2 事業の概要

(1) 事業の概要等

非正規雇用労働者等の能力開発機会の充実を図るため、非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練について、都道府県等及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が民間教育訓練機関等へオンラインを活用した職業訓練を委託することにより全国展開を図る。

なお、今年度の実施状況等を踏まえ、令和9年度の都道府県等の実施については、拡充を図ることとする。【拡充】

(2) 職業訓練の内容等

ア 実施方法等

① 都道府県等

地域ニーズを踏まえた訓練分野やコースについて、オンライン（eラーニング、同時双方向）形式の他、平日夜間・土日のスクーリングを組み合わせた訓練を実施

② (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED)

オンラインで対応できる訓練コースについて、全国規模で広域的に実施

イ 訓練期間

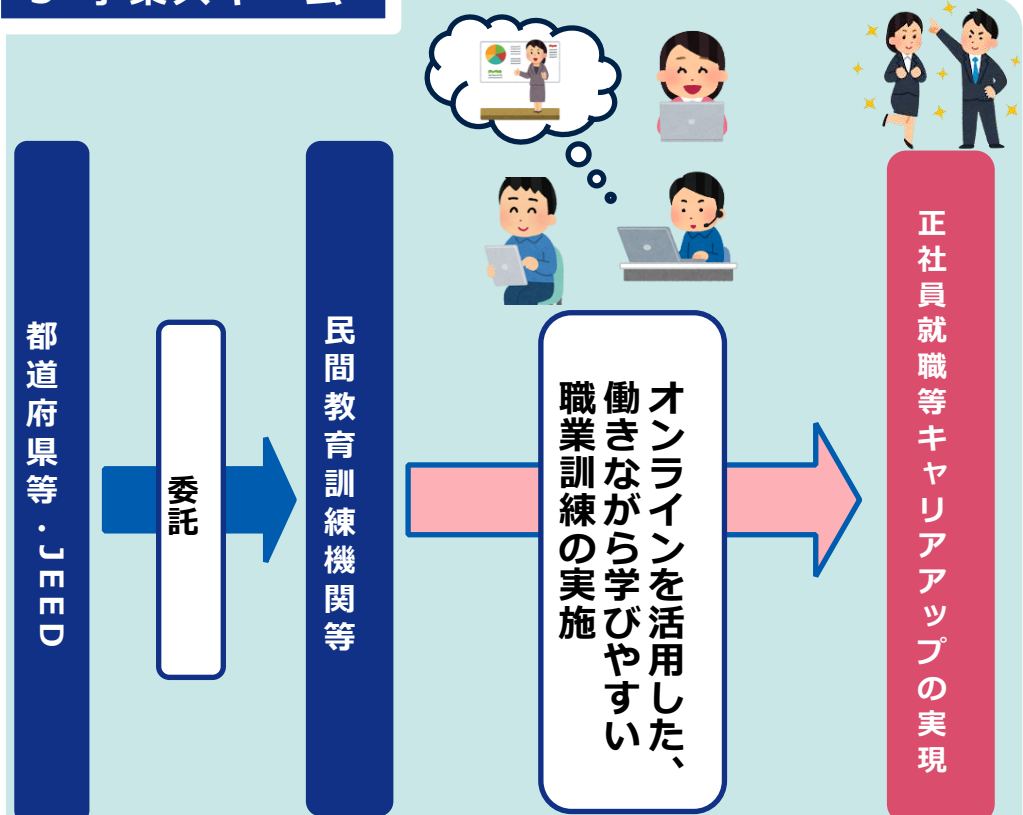
原則2か月以上6か月以下（最長1年）

ウ 申込み方法

訓練実施機関に直接申込（受講生も一定の受講費用を負担）

(参考) 試行事業の実績（令和7年度）：受講者数 566名

3 事業スキーム



令和9年度概算要求額 96億円 (88億円) ()内は前年度当初予算額

一般会計 22億円 (17億円)
労災勘定 17億円 (14億円)
雇用勘定 57億円 (57億円)

労働特区			子子特区	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
18/100	59/100			23/100

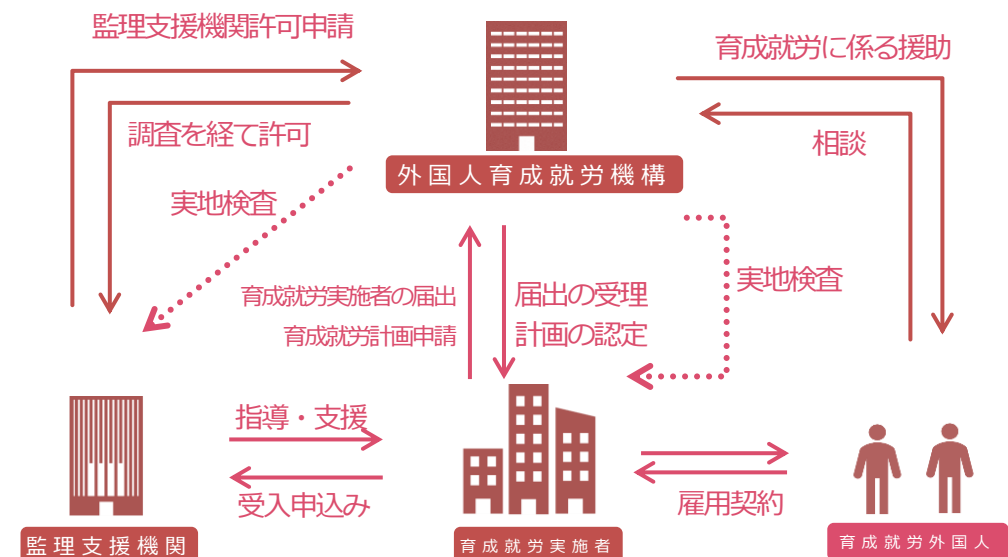
1 事業の目的

人手不足分野において、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成し人材確保を目的とする育成就労制度の適正な実施のため、同制度に係る業務を担う外国人育成就労機構へその業務に要する費用に相当する金額を交付する。

2 事業の概要・スキーム

＜主な事務＞

- 育成就労計画の認定
- 育成就労実施者や監理支援機関への実地検査
- 監理支援機関の許可に関する調査
- 育成就労外国人に対する相談・援助、職業紹介【拡充】
- 1号特定技能外国人に対する相談【拡充】等



3 実施主体等

- 実施主体：外国人育成就労機構（認可法人）
※外国人技能実習機構を改組（令和9年4月）
- 設置根拠：外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律
- 交付金：法第96条に基づき、国が交付

4 手数料

- 外国人育成就労機構への手数料 ※変更なし
 - 育成就労計画の認定（新規・変更） 6,100円/1件
 - 監理支援機関の許可（新規・変更） 81,000円/1件
 - 複数事業所の加算額 + 1事業所につき 57,600円
 - 監理支援機関の許可（有効期間の更新） 57,600円/1件
- 国への手数料 ※変更なし
 - 監理支援機関の許可（新規・変更） 10,600円/1件
 - 複数事業所の加算額 + 1事業所につき 4,400円
 - 監理支援機関の許可（有効期間の更新） 4,400円/1件

5 事業実績

技能実習生数（令和7年末）：456,618
監理団体数（令和7年度末）：3,739 実習実施者数（令和6年度末）：71,985

中高年世代活躍応援プロジェクト

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室（内線5695）

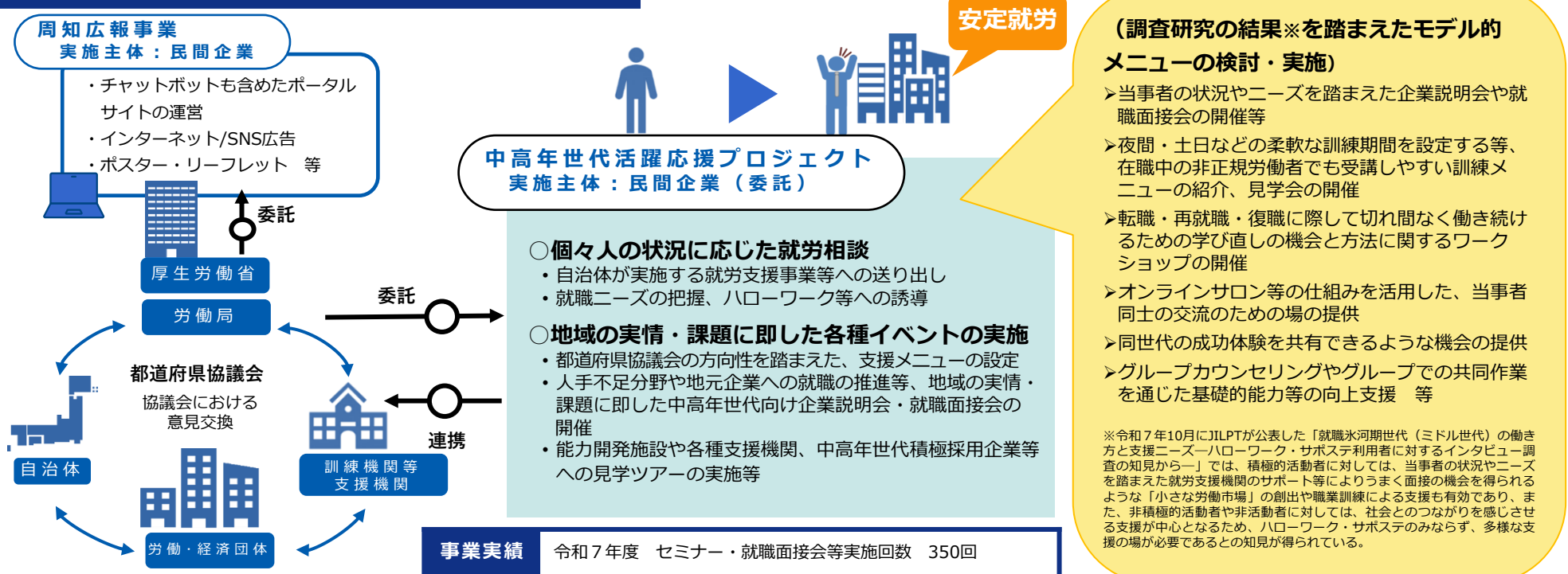
労働特区			子育て特区	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

令和9年度概算要求額 5.0億円（5.6億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就職氷河期世代を含む中高年世代の中には、非正規雇用の期間が長く能力開発の機会に恵まれなかった等の理由により、処遇面でも厳しい状況に置かれている方々や、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせず諦めている方々が一定数存在する。
- 政府は、「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（令和8年4月10日関係閣僚会議決定）を決定し、当面3年間程度（2028年度まで）の集中的な取組により当該世代の安定就労等の実現を支援することとしており、本プロジェクトにおいても、地方自治体・国と民間団体が一体となり、中高年世代の方々の安定就労の実現を支援する。
- 具体的には、
 - ・ 労働局、地方自治体、労働・経済の地元団体、訓練機関等支援機関をメンバーとする協議会が、人手不足分野や地元企業への就職の推進等、地域の実情・課題も踏まえた支援施策の方向性を取りまとめ、その具体化と事業の実施を民間企業に委託する。
 - ・ 委託を受けた民間企業は、民間企業ならではのノウハウを活かして、支援事業のメニューを作成し展開する。
 - ・ また、この取組みの成果を高めるため、社会参加から就職後の職場定着までの多岐にわたる支援施策を、ワンストップで本人や家族に届けるための広報事業を国が実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



令和9年度概算要求額 **81億円** (82億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	9/10			1/10

1 事業の目的

- 令和8年3月卒の新規学卒者等の就職率は大学生で98.0%と高い水準を記録したが、一方で、中小企業における若年者の人材確保難や早期離職問題も顕在化しているほか、家庭・経済環境の問題や心身の不調といった、深刻な課題を抱えた学生等も一定数存在している。
- このような中で、就職に困難な課題を抱える新規学卒者等の状況に即した的確な対策を重点的に講じることにより、新規学卒者等の安定就職と企業の人材確保を強力に推進する。

2 事業の概要・スキーム

新卒応援ハローワーク (55箇所)

就職支援ナビゲーター (1,046人)



一般支援
(991人)

- ・就職活動に不安を抱える学生等への支援
- ・早期離職のリスクを抱えた学生等への支援
- ・企業に対するマッチング支援

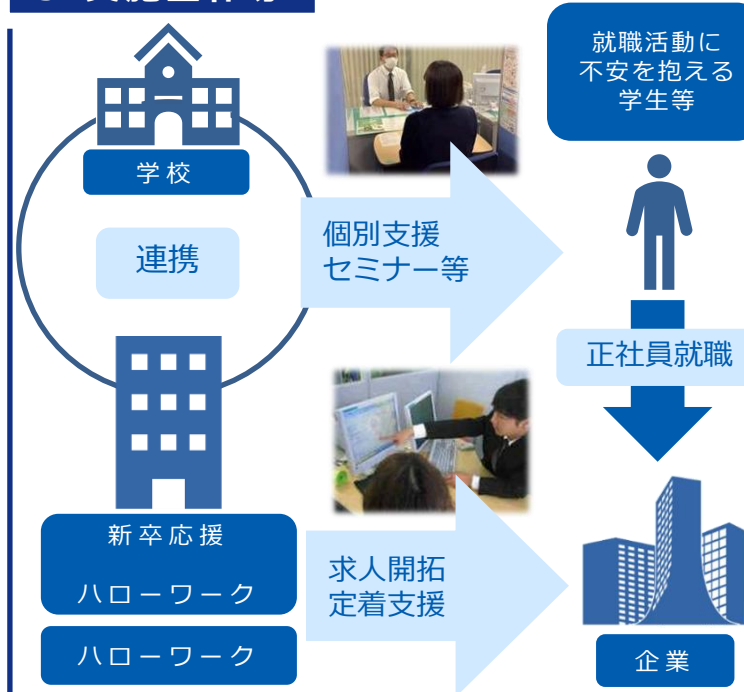
連携支援
(55人)

- ・コミュニケーションに課題を抱える等、就職活動に特に支援を要する学生等への支援

- 担当者制によるきめ細かな個別支援、面接指導の実施等
- 学校担当者制による出張相談・セミナーなど大学等と連携した支援
- 新卒者等向けの求人開拓の積極的な実施
- 事業者及び労働者に対する就職後の定着支援 等

令和7年度実績：就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職者数 12.9万人

3 実施主体等



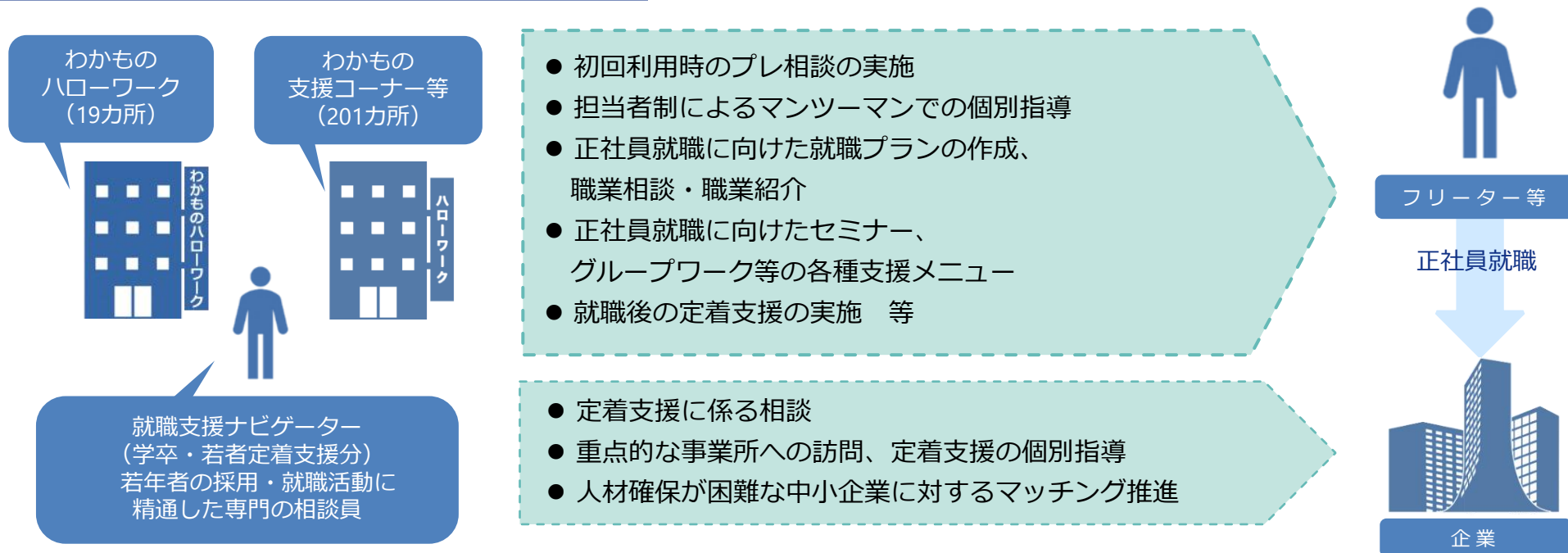
令和9年度概算要求額 25億円 (25億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

- フリーターは長期的には減少傾向にあるものの、令和7年には全国で約139万人と3万人増加した。フリーターは収入やキャリア形成、社会保障など様々の面で課題があり、フリーターとしての期間が長期化することは経済社会全体にも影響を及ぼしかねない。
- また、正社員として就職したが早期に離職する等、不本意な非正規雇用を続ける若年者も一定程度存在している。
- そのため、正社員就職を希望するおおむね35歳未満の求職者であって、フリーターを始めとした臨時的・短期的な就業や失業状態を繰り返す等不安定就労の期間が長い方や、非正規雇用の就業経験が多い方、正社員就職後短期間で離職した方などについて、「わかものハローワーク」等を拠点とした計画的で一貫した就職支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



令和7年度実績：ハローワークにおけるフリーター等の正社員化数 7.4万人

令和9年度概算要求額 48億円 (47億円) ()内は前年度当初予算額
令和7年度補正予算額 3.6億円

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	8/10			2/10

1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

2 事業概要等

実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。（全都道府県179か所に設置）

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、**個別の支援計画**を作成。
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、**利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラム**を実施。
- **オンラインによる個別相談**等も可能。
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が**学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援**を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとOFF-JTを組み合わせた**職場体験プログラム**を実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- **合宿形式を含めた集中訓練プログラム**を実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、**職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談**を実施。
- **地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）**。



就職等者数

12,816人

(令和7年度)

就職等率

(=就職等者数/新規登録者数)

74.3%

(令和7年度)

総利用件数

479,977件

(令和7年度)

新規登録者数

17,242人

(令和7年度)



サポステ
地域若者サポートステーション

令和9年度概算要求額 17億円 (16億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

求職障害者等に対し、当該障害者の住む身近な地域で障害者の態様や障害程度に配慮した多様な職業訓練機会を確保・提供することで障害者の就職促進を図る。また、障害者職業能力開発校だけではなく、47都道府県にある一般の職業能力開発校においても、精神障害者等に対する職業訓練の実施が課題となっているため、当該訓練校における精神障害者等の受け入れ体制を強化する。

2 委託訓練事業の概要・スキーム

委託訓練実施機関（民間団体）

訓練受講④

＜対象者＞ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者
・ 障害者手帳を有する者
・ 医師の診断書や意見書等により障害を有することが確認できる者

＜訓練内容＞

- 訓練期間：原則3月以内・月100時間が標準
- 委託費：原則訓練受講生1人当たり月6.4万円又は9.6万円が上限

実践能力習得訓練コースの上限期間の変更(4か月→6か月)等【拡充】

＜訓練コース＞

- ① 知識・技能習得訓練コース（知識・技能の習得） ※障害者向けデュアルシステムも実施可能
- ② 実践能力習得訓練コース（企業等の現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上）
- ③ e-ラーニングコース（訓練施設へ通所困難者等を対象としてIT技能等の習得）
- ④ 特別支援学校早期訓練コース（内定を得られない生徒を対象として、在学中から実践的な職業能力の開発・向上）
- ⑤ 在職者訓練コース（雇用継続に資する知識・技能の習得）

受講あつせん③

職場定着支援業務⑤

訓練修了⑥

各種支援機関

ハローワーク

職業相談②

職業紹介⑦

就職⑧

企業

障害者

求職申込み①

3 委託訓練事業の実施主体等

厚生労働省

職業能力開発促進法
第15条の7第3項に
基づき実施

委託契約

都道府県

委託契約

委託訓練実施機関
(民間団体)

NPO法人

社会福祉法人

企業

民間教育訓練機関

4 訓練以外の事業概要

- 1 障害者職業訓練コーディネーターの配置
- 2 障害者職業訓練コーチの配置
- 3 実践能力習得コース等開拓支援事業
- 4 精神保健福祉士等外部専門家及び手話通訳の活用
- 5 職業能力開発校(一般校)における精神障害者等の受け入れ体制等の強化 **【拡充】**
精神保健福祉士の配置165人(153人)

技能検定等推進費（都道府県、中央職業能力開発協会、指定試験機関）

令和9年度概算要求額 **26億円（25億円）** ※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

- 技能検定制度については、個人の能力開発の目標設定・動機付けとして機能することにより、計画的なキャリア形成、人材の確保・育成を図る上で重要な役割を果たしてきている。技能検定の実施主体である、都道府県職業能力開発協会、中央職業能力開発協会、指定試験機関に対して、技能検定の運営に要する経費等を補助する必要があることから、それぞれに対して補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

（1）技能向上対策費補助金（都道府県職業能力開発協会費）

- ・ 都道府県職業能力開発協会における技能検定、職業振興訓練の各事業費及び管理費（人件費を含む。）並びに都道府県の技能検定実施事務費に対する補助

【補助率：補助対象経費に対して、国負担1/4（最大で県と同額）、県負担1/4、県協会負担2/4】

（2）技能向上対策費補助金（中央職業能力開発協会費）

- ・ 中央職業能力開発協会の運営に要する経費等の一部に対する補助

【補助率：補助対象経費に対して1/2（一部10/10）】

（3）技能向上対策費補助金（都道府県職業能力開発協会費・指定試験機関費）

- ・ **若年者を対象とした入職促進関係経費**

（4）本省経費・技能向上対策費補助金（中央職業能力開発協会費）

- ・ 育成就労制度において外国人労働者向けに実施される技能検定について、
 - ①作業内容等に適合した新たな試験基準・試験問題の在り方の検討
 - ②実態を踏まえた検定職種・分野の在り方の検討

※ 試験基準、検定職種・分野の在り方については厚生労働省が、
試験問題の在り方については中央職業能力開発協会が、それぞれ検討

若年者入職促進措置

- 若年者の入職促進の観点から、エントリー級である技能検定3級の若年受検者を対象に、実技試験の受検手数料の一部を支援
 - ＜対象＞
 - ・ 「ものづくり分野」技能検定の3級の実技試験
 - ・ 23歳未満の受検者
 - ＜支援額の上限＞
 - ・ 実技試験の標準手数料の1/2（在校生は1/4）